

仕 様 書

1 業務名

広島市立広島市民病院中央棟非常用ガスタービン発電機設備保守点検業務

2 業務目的

この業務は、広島市民病院中央棟に設置されている非常用ガスタービン発電設備の良好な機能保持をはかるため、定期的に各機器の点検を行うものとする。

3 業務内容

(1) 対象設備

設備	メーカー・型式	仕様	設置場所	数量
ガスタービン	川崎重工業(株)製	原動機出力 1520ps 回転数 22,000rpm/1,800rpm	中央棟	1 台
三相交流発電機	三菱電機(株)製	出力 3φ 6,600 V 容量 1,000 kVA(800 kW) 力率 0.8		
その他付属機器	発電機制御盤類、補機付属装置類			一式

(2) 点検及び整備作業の内容

- ① 点検及び整備作業の項目・内容・周期等は、別紙のとおり。
- ② 別紙の点検の周期の表記は、次による。
 - ・ 「普通」は、1年に1回行うものとする。
 - ・ 「年次」は、1年に1回行うものとする。
 - ・ 「精密」は、3年に1回行うものとする。【注意：令和6年度は「精密」点検を行わない。】

(3) 保守の内容

点検の結果に応じ実施する保守の内容は、次のとおりとする。

- ① 汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃
- ② 取り付け不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整
- ③ ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増し締め
- ④ 次に示す消耗部品の交換又は補充
 - ア 潤滑油、グリス、充填油等
 - イ ランプ類、ヒューズ類
 - ウ パッキン、ガスケット、Oリング類
 - エ 精製水
- ⑤ 接触部分、回転部分等への注油
- ⑥ 軽微な損傷がある部分の補修
- ⑦ 塗装（タッチペイント）
- ⑧ その他これらに類する軽微な作業
- ⑨ 別途、高圧受変電設備点検業務で行う点検時には、非常用発電機を運転するため立合うこと。

(4) 関係法令等

業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図る。

(5) 点検及び保守の実施

- ① 点検及び保守を行うに当っては、本施設の主任技術者（電気事業法に規定する主任技術者を

いう。)と十分協議を行うこと。

- ② 点検を行う場合には、あらかじめ広島市民病院（以下「発注者」という。）から劣化及び故障状況を聴取し、点検の参考とする。
- ③ 点検及び保守を行うに当たっては、作業の対象又はその周辺に汚損等の損害を与えることのないよう、適切な養生を行う。
- ④ 点検は、原則として目視、触接又は軽打等により行う。
- ⑤ 測定を行う点検は、校正管理された判定装置及び計測器にて良否の判断を行う。
- ⑥ 異常を発見した場合には、同様な異常の発生が予想される箇所の点検を行う。
- ⑦ 保守は、点検の結果に基づき、劣化又は異常の状態に見合った適切な措置を受託者（以下「受注者」という。）においてとるものとする。ただし、劣化又は異常の状態が著しく、保守の内容が高度又は専門の技術等を要すると判断される場合は、発注者と協議する。

(6) 応急措置等

- ① 点検の結果、対象部分に脱落や落下又は転倒の恐れがある場合、また、継続使用することにより著しい損傷又は関連する部材・機器等に影響を及ぼすことが想定される場合は、簡易な方法により、応急措置を講じるとともに、速やかに発注者に報告する。
- ② 落下、飛散等の恐れがあるものについては、その区域を立入禁止にする等の危険防止措置を講じるとともに、速やかに発注者に報告する。
- ③ 応急措置、危険防止措置にかかる費用は、発注者との協議による。

(7) 故障等の対応

設備機器等について故障等が発生し、発注者の指示があったときは、直ちに作業員を派遣し、故障等の原因を調査、報告するとともに、適切な措置をとる。

(8) 点検及び保守に伴う注意事項

- ① 点検及び保守の実施の結果、対象設備を現状より悪化させてはならない。
- ② 点検及び保守の実施に当たり、仕上材、構造材等の一部撤去又は損傷を伴う場合には、あらかじめ発注者の承諾を受ける。

4 受注者の負担の範囲

- (1) 業務の実施に必要な施設の電気、ガス、水道等の使用に係る費用は、発注者の負担とする。
- (2) 点検に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。
- (3) 保守に必要な消耗品、材料、油脂等は、受注者の負担とする。
- (4) 清掃に必要な資機材は、受注者の負担とする。
- (5) 業務の報告書等の用紙及び消耗品は、受注者の負担とする。
- (6) 業務の実施に伴い発生した廃棄物の処理は、受注者の負担とする。
- (7) 業務の性質上当然実施しなければならないもの及び軽微な事項で、契約図書に記載のない附带的業務は、受注者の負担において行う。

5 委託業務実施計画書等

- (1) 受注者は、あらかじめ発注者に対し、現場責任者及び当該業務に従事する従業員（以下「従業員」という。）の住所、氏名、有する資格等を報告するとともに、業務に必要な資格を有することを証する書類の写しを発注者に提出し、承諾を受ける。現場責任者及び従業員を変更する場合も同様とする。
- (2) 受注者は、業務の実施に先立ち、実施体制、実施工程、緊急時における連絡先・対応体制等、業務を適正に実施するために必要な事項を総合的にまとめた委託業務実施計画書を作成し、発注

者へ提出し、承諾を受ける。ただし、軽微な業務等で発注者が必要は無いと認めた場合はこの限りではない。

6 現場管理

(1) 現場責任者

- ① 現場責任者は、従業員に作業内容及び発注者の指示事項等を伝え、その周知徹底を図る。
- ② 現場責任者は、従業員以上の経験、知識及び技能を有する者とする。なお、現場責任者は従業員を兼ねることができる。

(2) 業務日程等

現場責任者は業務を行う日時及び作業方法等の詳細を発注者と協議し決定する。

(3) 業務の安全衛生管理

従業員の労働安全衛生管理については、現場責任者がその責任者となり、関係法令にしたがって行う。

(4) 危険防止の措置

- ① 業務の実施に当たっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置をとり、事故防止に努める。
- ② 高所、通路上における作業の場合は、職員、施設来所者の安全を確保するための措置を講じる。
- ③ 作業を行う場所又はその周辺に第三者がいる場合又は立入るおそれがある場合には、発注者に報告の上、危険防止に必要な措置をとる。
- ④ 業務終了後は施錠確認を徹底する。

(5) その他

- ① 業務を行うに際し、原則として火気は使用しない。火気を使用する場合は、あらかじめ発注者の承諾を得るものとし、その取扱いに際しては十分注意する。
- ② 業務に関係ない場所及び室への出入りは禁止する。

7 業務の実施

(1) 従業員

従業員は、業務内容に応じ、必要な知識及び技能を有するものとする。

法令により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者とする。

(2) 服装等

- ① 現場責任者及び従業員は、業務に適した服装、履物で業務を実施する。
- ② 現場責任者及び従業員は、名札又は腕章を着けて業務を行う。

(3) 発注者の立会い

業務を行うに際して、発注者の立会いを求める場合は、あらかじめ申し出る。

(4) 業務の記録

- ① 発注者と協議した場合は、協議内容を記録し提出する。
- ② 点検等を実施した場合には、その内容・結果を記録しておくこと。記録について、発注者より請求された場合は、提出又は提示する。

(5) 業務の報告

- ① 受注者は、点検の良否、交換した部品、測定結果等の業務の結果を委託業務実施報告書としてまとめ、速やかに発注者に提出する。なお、委託業務実施報告書には、それらの状況等を示す写真又は図面等を添付する。
- ② 消防法第17条の3の3に基づく消防用設備等(特殊消防用設備等)の点検を行い、点検結果

報告書としてまとめ、速やかに発注者に提出する。なお、提出部数は普通点検については2部、年次点検については3部(内1部は所轄消防署への提出用)とする。

8 廃棄物の処理

業務の実施に伴い発生した廃棄物の処理は、関係法令等を遵守し適正に処理すること。

9 建物内施設等の利用

(1) 居室等の利用

- ① 供用室及び供用物は、現場責任者の管理のもと、これらを使用する。
- ② 供用室及び供用物に汚損等の損害を与えた場合は、受注者の責任において復旧する。

(2) 供用施設の利用

建物内の便所、エレベーター、食堂等の一般供用施設は、利用することができる。

10 作業用仮設物及び持ち込み資機材等

- (1) 足場、仮囲い等は、受注者の負担とする。
- (2) 足場、仮囲い等は、労働安全衛生法、建築基準法、建設工事公衆災害防止対策要綱その他関係法令等に従い、適切な材料及び構造のものとする。
- (3) 受注者が持ち込む資機材は、原則として毎日持ち帰るものとする。ただし、業務が複数日にわたる場合であって、発注者の承諾を得た場合には残置することができる。なお、残置資機材の管理は、受注者の責任において行う。
- (4) 業務で使用する薬品、その他の危険物の取扱いは、関係法令等による。

11 その他

この仕様書に定めのない事項、疑義を生じたときは、必要に応じて、発注者及び受注者において協議し決定するものとする。

【注】 内燃機関を原動力とする発電設備の点検に必要な知識及び技能を有する者について

内燃機関を原動力とする発電設備（※）の点検にあたっては、「広島市火災予防条例」及び「広島市消防局告示第1号（平成4年7月1日）」に基づき、次に掲げる者又は当該設備の点検及び整備に関しこれらと同等以上の知識及び技能を有する者に行わせる必要があります。

- (1) 電気事業法に基づく電気主任技術者の資格を有する者
- (2) 電気工事士法に基づく電気工事士の資格を有する者
- (3) 社団法人日本内燃力発電設備協会が行う自家用発電設備専門技術者試験に合格した者（自家用発電設備専門技術者）

（※）「内燃機関を原動力とする発電設備」とは、ガソリン、軽油、重油等の液体燃料の爆発燃焼を、直接機械的エネルギーに交換して発電機を回転させ発電するものをいい、石炭、重油等の燃焼により、水を蒸気に換えて発電する蒸気機関による発電設備とは異なる。

なお、次に掲げるものは除外される。

- (1) 水力発電、火力発電、風力発電、潮力発電等の発電設備及び電動発電設備
- (2) 搬送用発電機及び移動用発電機（固定して設ける場合を除く。）
- (3) 容量が5キロボルトアンペア未満の小容量の発電設備